

<Notes> On the Private Employment Agencies in the Present United Kingdom (2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18301

イギリスにおける民営職業紹介事業、 労働者派遣事業の現状(2)

伍 賀 一 道

はじめに

小論の課題は、イギリスの民営職業紹介事業および労働者派遣事業が保守党政府がすすめてきた規制緩和政策によってどのように変化しているか、また公的職業紹介事業と労働者派遣事業、民営職業紹介事業との関係はどのようになっているかについて実態調査をもとに明らかにすることである。労働市場の規制緩和の点ではイギリスは日本よりも数歩先を進んでいる。日本における規制緩和問題を考える際に、イギリスの先行事例を正確に把握しておくことは重要と思われる。

イギリスでは1995年1月より、民営職業紹介事業や労働者派遣事業を営むために必要であった免許制度が廃止され、誰でも自由にこれらの事業に参入できることになった。また、これより先、1994年4月から民営職業紹介事業や労働者派遣事業を営む民間業者と公的職業紹介事業との協力関係が推進されている。後者は1997年6月のILO総会における96号条約（有料職業紹介所条約）の改正、民間職業紹介所に関する新条約（181号条約）の採択をめぐる議論にたいして少なからず影響を与えたと考えられる。そこでここでは、以下の2点にしばって民営職業紹介事業と労働者派遣事業をめぐる現状を明らかにしたい。

1) 免許制度を廃止して以降、イギリスの両事業にどのような変化が生じているか。

2) 民営業者と公的職業紹介所との協力はどのように進められているか。

なお、小論は拙稿「イギリスにおける民営職業紹介事業、労働者派遣事業の現状」『金沢大学経済学部論集』第15巻第2号、1995年3月刊の続編にあたる。

I. 免許制度廃止以前の労働者派遣事業と民営職業紹介事業

(1) 業者数

1995年1月の免許制度廃止以降の変化を述べる前に、それ以前の状況について概括しておきたい。

表1 民営職業紹介業、労働者派遣事業の免許取得業者数の年次別推移

会計年度	民営職業紹介業のみ	労働派遣事業のみ	両方	合計
1976/77	-	-	-	3,991
1977/78	1,734	281	3,321	5,336
1978/79	1,893	348	3,759	6,000
1979/80	2,073	375	4,312	6,760
1980/81	2,012	387	4,388	6,787
1981/82	1,966	343	4,270	6,579
1982/83	2,022	328	4,268	6,618
1983/84	1,953	305	4,761	7,019
1984/85	2,240	345	5,245	7,830
1985/86	2,337	352	6,311	9,000
1986/87	2,777	399	7,176	10,352
1987/88	3,176	423	8,170	11,769
1988/89	3,825	503	9,809	14,137
1989/90	4,592	678	11,267	16,537
1990/91	4,790	748	11,655	17,193
1991/92	4,394	728	10,522	15,644
1992/93	4,100	780	9,542	14,422
1993/94	4,185	845	9,452	14,482

(注) 1) 「両方」とは民営職業紹介業と労働者派遣事業の両方の免許取得業者を意味する。

2) 数字は各会計年度の末(3月末)のものである。

(出所) イギリス雇用者部内資料より作成。

表1は Employment Agencies Act が施行された1976年以降の労働者派遣事業および民営職業紹介事業の免許取得者数を年次別、免許種類別に示している。1994年3月時点では全免許取得業者は1万4482件で、このうち民営職業紹介事業と労働者派遣事業の両方を営む業者が全体の3分の2近くに上り(9452件、65.3%)、労働者派遣事業のみの業者はごくわずかにとどまっている(845件、5.8%)。表1には記していないが、免許制度が廃止される直前の1994年12月時点の免許取得業者数は1万5020件であった。

1973法の施行時点(76年)で3991件であった免許取得業者はピーク時の90年度には1万7193件にまで増加した。ただし一本調子で増加したわけではなく、1980年代初頭と90年代初頭の不況期には減少に転じている。特に、1990年度から92年度にかけて2700件以上減少している。その内容を見ると、民営職業紹介業分野の減少が大きく、労働者派遣事業の方はそれほど減少していないと推測される。なぜならば、民営職業紹介事業のみの免許取得者は1990年度から92年度にかけて減少しているのにたいして、労働者派遣事業のみの免許取得者は90年度から91年度にかけて微減、91年度から92年度にかけてはむしろ増加に転じている。これは不況期の一般的傾向として、企業が直接雇用する人員を抑制し、かわって派遣労働者の活用に傾斜したことの反映と思われる。民間の調査機関である Mintel (Marketing Intelligence) によれば、90年から95年にかけて派遣労働者数は84%増加したのにたいし、民営職業紹介件数は37%減少している。¹⁾

(2) 売上高、利益

民営職業紹介事業や労働者派遣事業を営む民間業者(以下、民間業者と略す)や業界の売上高の年次別推移を正確に示す統計はない。そこでいくつかの資料によっておおまかな傾向を確認しておきたい。

表2は上記の Mintel による両部門の売上高の推計である。これによれば、1990年に101億5000万ポンドを記録した後、不況局面に入ったため売上高は減少し、93年には79億8000万ポンドにまで落ち込んだ。減少幅は20%を上回った。94年以降、売上高は増加に転じ、95年には133億ポンドにまで回復した。なお、ここでの売上高とは、労働者派遣事業の派遣代金(派遣労働者の賃金、

表2 労働者派遣事業および民営職業紹介事業の市場規模

(単位: 10億ポンド)

		1990 年価格
1990	10.15 (100)	10.15 (100)
1991	8.65 (85)	8.17 (80)
1992	8.05 (79)	7.33 (72)
1993	7.98 (79)	7.15 (70)
1994	10.30 (101)	9.01 (89)
1995 (予測)	13.33 (131)	11.27 (111)

(出所) Mintel, *Employment Agency*, May 1996, Figure 8.

社会保険料、付加給付などの労務コスト+管理的経費+マージン) と民営職業紹介事業の斡旋手数料の合計である。

この業界の売上高は、前述した民間業者の事業所数の年次別推移と密接に関連している。前々回の不況をぬけだした1984年から89年にかけて、売上高は年平均40~50%増加したが、90年半ばには再び不況に見舞われ市場は縮小に転じた。²⁾

II. 労働者派遣事業、民営職業紹介事業の現状 —— 免許制度廃止以降

(1) 増加する民間業者

規制緩和および下請け促進法 (Deregulation and Contracting Out Act, 1994年11月成立) によって、イギリスでは95年1月より民間業者が労働者派遣事業や民営職業紹介事業を営む場合に免許の取得が不要となった。政府機関にたいして届出をする必要もなく、だれでも自由にこれらの事業に参入できるのである。このため民間業者の数を正確に把握することはまず不可能である。これらの事業を営む業者数を把握するために残されている方法としては全国の職業別電話帳を利用して両事業に該当する欄に掲載されている業者を数えることである。

表3 労働者派遣事業、民営職業紹介事業を営む業者数

1992年1月	8,342
93年1月	7,728
94年1月	7,354
95年1月	7,745
96年1月	8,833
97年1月	9,908

(出所) FRES, *Annual Recruitment Industry Survey 1996/7, 1997*

表3は、イギリスの労働者派遣事業および民営職業紹介事業の業者団体である FRES (The Federation of Recruitment and Employment Services) のレポートに掲載されていた民間業者数である。原資料は Business Pages であるが、95年以降、民間業者数は大幅に増加しており、97年1月時点では9908に達した。表3の数字はかつての免許取得業者とは異なるために表1と比較することはできないが、免許制度廃止以降、これらの業者が大幅に増加している様子はつかめるであろう。

表4 大規模業者の市場占有状況

業 者 名	売上げ(100万ポンド)	比 率
Manpower Holdings	330	2.5
Reed Personnel Services	151	1.1
Adia UK	145	1.1
Blue Arrow Personnel	92	0.7
Nestor BNA plc	90	0.7
Kelly	87	0.7
Office Angela	77	0.6
HMS Personnel Services	61	0.5
Select Appointments	60	0.4
Pertemps Group plc	22	0.2
Securicor Recruitment	20	0.1
Recruit	13	
Travel Employment Group	7	
その他の業者	12,174	91.3
合 計	12,180	100.0

(出所) Mintel, *op. cit.*, Figure 20.

近年のこの増加は、店舗を多くかかえる大規模業者が伸びているというよりも、むしろ小零細業者の増加を示していると考えられる。なぜならば表4が示すように、従来よりイギリスでは大規模業者による市場の占有率は低く、上位13社の売上高が業界全体の売上高に占める割合は10%未満である。オランダでは最大規模を誇る3社が売上げの60%以上を占めているのとは対照的である。³⁾

このように免許制度廃止以降、景気回復とあいまって小規模な業者の市場への参入が活発になっている。このような民間業者の増加はサービスの切り下げ競争をもたらすおそれがある。民間業者のなかに階層分解が生じているとの指摘もある。すなわち、一方の極には相対的に高賃金の仕事を紹介できるロンドンの中心街に店舗を構える大規模業者のグループと、他方の極にはもっぱら低賃金労働者を供給する業者のグループがある。ロンドン周辺地域に立地する地場の業者の中には不熟練の肉体労働やケータリングの仕事を、時間当たり3.50ポンド以下の賃金で供給する事例もある。⁴⁾

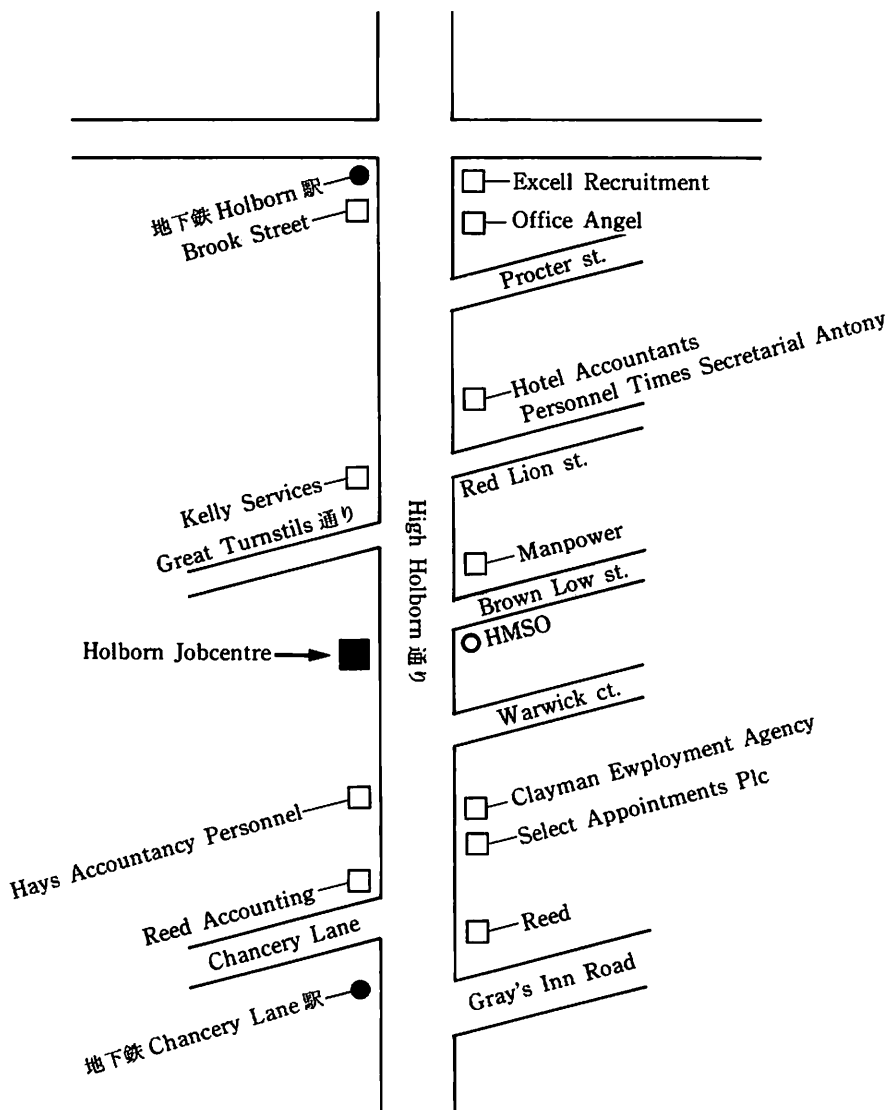
図は、1997年9月に私が調査したロンドンにおける民間業者の立地状況を示している。この地域は近くにロンドン大学や大英博物館などがあるロンドンの中心街である。いかに多くの業者が公的職業紹介所（Jobcentre）を取りまくように集中しているかが一目瞭然であろう。

表5 FRESの調査対象

規模(店舗数)	合 計	労働者派遣及び民営職業紹介の両方を営む業者	労働者派遣のみの業者	民営職業紹介のみの業者
1	213 (63)	143	43	27
2-9	102 (30)	74	25	3
10-34	10 (3)	8	2	0
35 以上	15 (4)	12	3	0
合 計	340 (100)	237	73	30

(出所) 表3に同じ。

図 ロンドンにおける労働者派遣・民間職業紹介業者の立地状況



(注) □は労働者派遣事業、民間職業紹介事業の民間業者を示す。

■は公的職業紹介所 (Jobcentre) を示す。

(出所) 筆者の調査による (1997年9月時点)。

(2) FRESの年次調査

つぎに、FRESの調査結果をもとに近年の労働者派遣事業、民営職業紹介事業の特徴について概観しておきたい。⁵⁾

96年調査の場合、367の質問票が回収でき、うち有効回答は340であった。回答をよせた業者の企業規模別内訳は表5のとおりである。複数の店舗をもっている業者がかなりあるため、この回答は1875の店舗をカバーしている。回答業者のうち、69.7%の企業は民営職業紹介事業と労働者派遣事業を兼営している。21.5%は労働者派遣事業のみ、8.8%は民営職業紹介事業のみを営んでいた。

①売上高

表6によれば、回答をよせた民間業者の売上高は、94年度99億3500万ポンド、95年度122億5000万ポンド、96年度143億1900万ポンドと順調に伸びている。売上高の絶対額では労働者派遣事業（96年度、135億800万ポンド）が民営職業紹介事業（同、8億1100万ポンド）を大きく上回っているが、伸び率では後者の方が大きい。FRESは景気回復の結果、それまで正規常用雇用を抑制していた企業がかれらの採用に踏み切るようになったものと推察している。

表6 売上高

年 度	合 計	(100万ポンド)	
		労働者派遣事業 (請負を含む)	民営職業紹介事業
1994/95	9,935 (100.0)	9,529 (100.0)	406 (100.0)
1995/96	12,250 (123.3)	11,667 (122.4)	580 (142.9)
1996/97	14,319 (144.1)	13,508 (141.8)	811 (199.8)

(出所) 表3に同じ。

②労働者派遣、職業紹介件数

表7は民間業者をとおして就職した労働者数および派遣労働者の数を示している。前者は過去1年間に職業紹介に成功した人数を、後者は調査期間中の1日（1996年調査の場合は11月22日）の貸金台帳にのっていた派遣労働

表7 労働者派遣および職業紹介件数

	労働者派遣事業 (請負を含む)	民営職業紹介事業
1994/95	754,000 (100.0)	258,000 (100.0)
1995/96	881,000 (116.8)	340,000 (131.8)
1996/97	1,047,000 (138.9)	445,480 (172.7)

(注) 労働者派遣 (請負を含む) の件数は、調査期間の中の1日につき、賃金台帳に記載されていた派遣労働者数である。民営職業紹介事業は1年間の紹介件数を示す。

(出所) 表3に同じ。

者数である。95年度、96年度ともに顕著な増加を示しているが、売上高と同様に民営職業紹介事業の件数の伸びは労働者派遣事業のそれを上回っている。

FRES の調査によれば、94年度以降、労働者派遣、民営職業紹介事業の件数および売上げがともに着実に増加している。これは景気回復によるものか、それとも免許制度の廃止によってこれらの業界に自由に参入できるようになった結果なのか明確に判別できない。おそらく、この両方が作用しているものと考えられる。

(3) 通産省での聞き取り調査

免許制度の廃止によって、労働者派遣事業および民営職業紹介事業に大きな変化が訪れている。これらの事業にたいする監督は、それ以前は雇用省 (Department of Employment) の管轄であったが、現在では通産省 (Department of Trades and Industry) に移管されている。雇用省は1995年7月に教育省と統合され教育雇用省 (Department for Education and Employment) となった。雇用政策、最低賃金制、労働時間規制、労働裁判所などは今では通産省の管轄である。

97年9月、私は同省において労働者派遣事業、民営職業紹介事業の担当者にたいして聞き取り調査を行ったが、以下はその回答要旨である。

①免許制度廃止および新たな規則の整備について

免許制度を廃止したことは賢明ではなかった。法を軽視する考えが生まれているのではないかと危惧している。労働者派遣事業および民間職業紹介事業を規制している1973年法（Employment Agencies Act）は、規制緩和および下請け促進法（Deregulation and Contracting Out Act、1994年11月）によって一部改正されたが、施行規則などは変更されていない。97年5月に労働党政権が誕生して以降、優先課題の1つとしてこの制度の再検討を取り上げている。

派遣労働者の雇用関係上の地位は1973年法では明確にされていない。このため、派遣労働者が派遣会社の労働者であるか否かに関して争いがある。派遣会社が倒産した際に、派遣労働者は政府にたいして剰員手当の支給を要求できるか、どうかをめぐる裁判もあった。控訴審の判決は、たとえ派遣会社と派遣労働者間の契約で派遣労働者が自営業者扱いになっていても、派遣労働者と派遣会社との間には雇用関係が存在するとした。新政権は通産省の担当者にたいして派遣労働者をめぐる雇用関係について整備するよう求めている。

②違法な業者にたいする摘発

通産省は労働者派遣事業や民間職業紹介事業について違法なケースにたいする摘発を強めている。これまでに通産省の監督官が摘発し、労働裁判所（the Industrial Tribunal）が処分を下したケースは2件ある。処分第1号（5年間の営業停止）のケースはテレビやビデオ作成現場に俳優や女優を供給していた民間業者である。摘発理由は、労働者に雇用契約を交付しなかったこと、法で定めている10日以内の賃金支給を行わなかったこと、賃金の一部を支給しないでいたこと、不正確な帳簿をつけていたこと、などであった。

③苦情処理システム

民間業者にたいして苦情がある場合には、専用の電話回線（ホットライン）を通じて通産省の担当監督官に苦情を届けられるようになっている。悪質なケースの場合には労働裁判所（Industrial Tribunal）に起訴する。市民向けの相談窓口も設けられており、市民が苦情があればそこを訪ねてアドバイスを受けることができるようになっている。よくある苦情は派遣に先だっ

て、労働者に書面による雇用条件の交付を行わないというものである。通産省のホットラインにかかる電話相談の件数は年間およそ1万件である。この中には単に「情報がほしい」というものも含まれており、監督官が調査に入るのは2000件程度である。

④監督体制

監督官は全国で9人しかいない。苦情が寄せられた時に調査に入るようにしている。苦情が多く寄せられる業者にたいしては立ち入り調査の頻度が増える。

⑤派遣期間の明示について

(日本では派遣元企業と派遣先との間の派遣契約が後者の都合で期間満了以前に中途解除されることがあり、派遣労働者の雇用の不安定をもたらしているが、イギリスではどうかとの質問にたいして) イギリスでは派遣労働者に雇用期間を明示しないことが多い。契約がいつ終了になるかを知らされず、仕事を終了する1日前にそのことを告げられることもある。この意味で彼らは不安定な存在である。

Ⅲ. 公的職業紹介所 (Jobcentre) と民間業者との協力関係の展開

イギリスにおける労働者派遣事業および民営職業紹介事業の近年の特徴として、公的職業紹介所と民間業者との協力関係を推進する試みがある。つぎにこの点を考察したい。別稿で紹介したように、両者の協力関係の増進についてはILO事務局もここ数年、積極的にすすめている。⁶⁾

(1) 公的職業紹介所と民間業者との協力関係の歴史

①経緯

小論の冒頭で紹介したように、イギリスでは1994年4月より公的職業紹介所 (Jobcentre) と民間業者との協力が公式に開始された。両者の協力関係はこの時に初めて行われたのではなく、かなり長い経緯がある。

すでに1960年代より雇用省は民間業者との協力関係についての原則をもっており、この原則は1971年12月に雇用省と民間業者の業界組織 the Federation

of Personnel Services (FRES の前身) との間で正式に確認されている。これに基づいた公的職業紹介所と民間業者との実際的な関係に関する指針が公的職業紹介所の全所長に伝達されていた。この指針の内容は次の点からなる。

1) 民間業者が彼ら自身の職員を募集するために公的職業紹介所にたいして求人申込みをした場合、そのことを求職者に知らせること、2) 民間業者から公的職業紹介所に求人の知らせがあり、その求人申込が求人企業によって直接に公的職業紹介所になされなかった場合、公的職業紹介所はその求人求職者に知らせること、3) 民間業者にたいして求人申込みがあり、民間業者が公的職業紹介所の援助を求めており、しかも民間業者が求人企業にたいして手数料を課さないことがわかっている場合には、公的職業紹介所は求職者情報を求人企業に直接知らせること。⁷⁾

しかし、この指針にもとづく協力は実際にはうまく機能しなかったようである。イギリス下院の雇用委員会 (Employment Committee) は、1981年6月、公的職業紹介所を管轄しているマンパワーサービス委員会 (Manpower Services Commission) と民間業者との関係についての雇用省の施策を点検したレポートのなかで、「委員会のメンバーの多数は、信頼できる雇用資源 (private employment agencies を意味する…引用者) を活用しないことはマンパワーサービス委員会がその法的義務を履行していないことになるのではないかと考える」、「マンパワーサービス委員会は求職者を仕事につけるためにあらゆる機会を活用すべきである。もし民間業者が彼らの所に申し込まれた求人を充足するために公的職業紹介所にたいして適切な求職者を見つけるために援助の要請があったならば、公的職業紹介所はその求人を充足するためにあらゆる援助をすべきである」と強く求めている。さらに同レポートは「もしマンパワーサービス委員会がこの見解を了解するならば、公的職業紹介所は彼らが民間業者に提供するサービスにたいして料金を課することが適当である」と述べている。⁸⁾

下院雇用委員会のこの指摘にたいしてマンパワーサービス委員会は回答を行い、その中で「われわれは雇用委員会の多数意見に同意し、民間業者にサービスを提供するために2～3の地域で実験を開始する。その中には失業率が高い地域を含めるようにする。雇用委員会が示唆したように、サービスを活

用する業者には料金を課すことになろう」と述べている。⁹⁾

②協力の実験

民間業者と公的職業紹介所との協力の実験は、イギリスの5つの地域(Chester、Chatham、Leicester、Plymouth、Middlesbrough、Willesden)で、1985年11月より86年1月末日までの3カ月間実施された。この実験を行った際の民間業者と公的職業紹介所との協定には以下の事項が盛り込まれていた。

- 協定は、民間業者が求人についての詳細な情報を、Jobcentre 内の特別に用意されたファイルに掲示するため Jobcentre に送付することを認める。この便宜にたいする手数料は3カ月間で130ポンドプラス付加価値税である。この手数料は前納制である。¹⁰⁾
- 民間業者は、求人がキャンセルされたときは Jobcentre に通知する。ただし、すべての求人票は掲示して2週間後には Jobcentre は取り外す。
- 民間業者が詳細な求人情報を用意する際には、性、人種、機会均等、保健・安全、最低賃金またはその他の法律に違反しないこと。また、このような法制度の違反の結果マンパワーサービス委員会が損害を被った際には、民間業者は同委員会に弁償する。¹¹⁾

公的職業紹介所と民間業者との協力に関する実験は好ましい「成果」をあげなかったようである。実験結果をまとめたマンパワーサービス委員会刊行のレポートには次のようなきわめて否定的な内容が記載されている。

公的職業紹介所から回ってきた求職者はどれも民間業者のもっている求人先に紹介されなかった。2人の求職者は別の求人先に回されたが、いずれも仕事を得るには至らなかった。両者の協力にたいする潜在的な市場がないため、最初から成功することは不可能であった。民間業者はかれらの仕事をこなすために公的職業紹介所を利用したいと考えていないし、利用する必要もないのである。将来、両者の協力に関する同様の計画が考えられるならば、このようなサービスにたいする潜在的な需要を測定するために予備的調査を行うべきである。¹²⁾

(2) 新たな協力関係の提起

上記の反省がどのように生かされたのか不明であるが、1994年4月より FRES と雇用庁 (Employment Service) との合意に基づいて Jobcentre と民間業者との新たな協力関係が始まった。その具体的な内容は、第1に、求職のために公的職業紹介所を訪れた求職者にたいして、民間業者の方が多くの求人情報をもっていると思われる職種については民間業者のもとへ行くように指導する、第2に、民間業者から寄せられた求人情報を公的職業紹介所内に掲

示することである。

表8 求職者が利用する求職方法（複数回答）

（単位：％）

		1993 年	1995 年
調査対象実数		1,071 人	999 人
メディア	地方紙	73	71
	全国紙	36	35
	専門職向け新聞	27	35
	店先や求人板の広告	27	33
仲介者	Jobcentres	65	60
	友人または知人	46	47
	専門職対象の民間業者	21	23
	一般の民間業者	21	24
	その他	10	11
直接的方法	可能性のある使用者にコンタクト	48	48
	手紙、口頭によるコンタクト	38	42
	地方紙、全国紙、商店のウィンドウに広告	7	6
	その他の方法	9	12
上記以外		2	9
不明		2	2

（出所） Mintel, *op. cit.*, Figure 22.

①協力の背景

表8は、今日の求職者が求職活動の際に利用する方法を示している。もっとも多いのは地方紙の利用で73%（1993年）に達している。これに公的職業紹介所（Jobcentre）が65%で続いている。一方、一般または専門職向けの民間業者を利用する求職者は各々21%にとどまっている。しかし、この調査

を行った Mintel の分析では民間業者の多くは地方紙に広告を掲載しているため、民間業者を利用する求職者は実際にはもっと多いという。いずれにせよ、Jobcentre と民間業者との協力を推進する人々は、両者に寄せられた求人情報を相互に交換して求職者に提供することで就職率を高めようとの意図がある。

しかし、今日の段階はこれに止まらない。Jobcentre を管轄する雇用庁 (Employment Service) 長官と教育雇用省大臣の両者は職業紹介などの年間達成目標を盛り込んだ契約を毎年締結している。その目標を達成できなければ、ペナルティとして次年度の予算が削減されることになる。雇用庁から目標を割り当てられた Jobcentre の所長は、それを達成するためにさまざまな工夫をしなければならない。制約ある予算の枠内で目標を実現するために正規職員を削減し、かわりに臨時職員や、場合によっては Jobcentre 自ら派遣労働者を活用することもあるという。民間業者との協力は、こうした目標達成にむけての圧力の中で行われている。Jobcentre が求職者を民間業者にまわし、彼らが民間業者の求人情報を利用して就職に成功した場合には、民間業者の成功件数としてだけでなく、Jobcentre の成果としてもカウントされる場合がある。

②協力の具体的事例

では、Jobcentre と民間業者との協力は実際にはどのように行われているのだろうか。その具体的事例を一つ紹介しておきたい。この協力は、イギリス中部の都市 Coventry の雇用庁 (Employment Service) と、ある民間業者 (W 社) との間で1996年12月より実施されたものである。両者の協定文書には以下の内容が含まれている。これをとおして協力の実態についておおよそ知ることができる。

- W 社は1996年12月2日より、Coventry の Bankfield House 内の Jobcentre の1階の一部を使用する。W 社の担当者は午前10時より午後3時または3時30分まで在席している。
- この協定はインフォーマルなものであり、いつでもいずれか一方の申し出により終了することができる。
- W 社としては試行期間として4か月間を考えている。
- 雇用庁は W 社にたいして、業務を行うために十分なスペース、机および椅子を提供する。
- 雇用庁は W 社が持っている求人情報にふさわしい求職者にたいしては、W 社に連絡をとるように言及する。

- 雇用庁は W 社から得た求人または労働者派遣の情報について求職者に知らせる。
- 雇用庁は自身の求人を満たすために、W 社と契約していることがわかっている使用者にたいしてコンタクトをとらない。
- W 社は主な求人手段として雇用庁を利用するように努力することに同意する。
- W 社は求人にふさわしい人々を取り扱うという観点にたつて、雇用庁からまわってきた求職者と面接する。
- W 社は Jobcentre の窓にはるビニールテープなどの宣伝用物品を提供する。このポスターには Working Together という言葉が入った雇用庁と W 社のロゴをのせることとする。
- W 社は、障害者差別禁止を含む雇用機会均等の観点にたつて求職者を平等に扱うことを確認する。
- W 社は月刊リポートを発行し、雇用庁の主な人々に配布する。
- W 社は雇用庁からまわってきた求職者の照会結果の記録を提供する。
- W 社は、雇用庁を直接の求人手段として利用していることがわかっている使用者に接近しない。¹³⁾

Jobcentre と民間業者との協力はまだ開始されてからそれほど時間が経過していないため、実績を示すデータもきわめて少なく、実際の状況を把握することは難しい。両者の関係がうまくゆかないことも珍しくない。たとえば、地域労働市場における民間業者の役割を考察したリポートは次のように指摘している。

民間業者と Jobcentre との間には若干の摩擦がある。数社の民間業者は「Jobcentre は派遣労働の求人を掲示しようとしないうと報告している。ある業者は「Jobcentre から冴えない求職者が紹介されてきた」と苦情を述べている。就労意欲が乏しい求職者がかれらのもとにきて登録をすることは時間の無駄と感じている業者もある。求職者は失業給付の支給を打ち切られることを恐れて、Jobcentre に言われてしぶしぶ民間業者の所へやってきたようだ。¹⁴⁾

ここからは、手間がかかる求職者の相手をするのを忌避したがる民間業者の一端がうかがえる。これは営利原則にたっている労働者派遣事業、民営職業紹介事業が本来的にかかえている問題でもある。

ILO 事務局は96号条約改正に関する総会向けリポート(1994年)のなかで次のように述べているが、イギリスにおける Jobcentre と民間業者との協力関係の現状が ILO の意図したようにすすんでいるのかどうか、さらに調査を進める必要がある。

(公的職業紹介所と民間業者との協力は補完の形態をとるべきである。いくつかの分野は公的職業紹介所にまかせるべきだが、競争によって民間業者に有利な専門分野があることも明らかである。すべての分野で公的職業紹介所と民間業者との競争が行われるならば、その社会的コストは著しく高くなろう。それぞれの市場と国内条件に応じて活動を分担しながら、公的職業紹介所と民間業者の最大限の協力が行われるべきである。両者が同じサービスを提供するような労働市場は必ずしも効率的とは言えない。)¹⁵⁾

むすび

これまでイギリスの労働者派遣事業、民営職業紹介事業の最新状況について手短かに紹介した。労働者派遣事業や民営職業紹介事業を営む際の免許制度の廃止は、景気回復ともあいまって民間業者の新規参入にはずみをつけている。業界組織である FRES は倫理綱領を掲げて会員企業にその遵守を呼びかけているが、新規参入者の中には FRES に加入しない業者も当然含まれている。低賃金労働者の供給に特化する業者をはじめ、業者間の階層分化がうまれつつある。

通産省の中に労働者派遣事業や民営職業紹介事業にたいする監督官が配置されているが、全国でわずか9人とはあまりにも少ない。ホットラインをとおして苦情が寄せられた時にのみ出動する方式をとっているため、表面化しない違法なケースが相当あるのではなかろうか。

通産省の担当者によれば、労働党政権は労働者派遣事業、民営職業紹介事業に関して新しい法制度を検討する模様であるが、まだ定かではない。

次に、公的職業紹介所 (Jobcentre) と民間業者との協力の新動向については ILO の民間職業紹介所条約 (181号条約) の制定とも関わって注視する必要がある。ただし、両者の協力の事例はまだわずかであり、それを記録した資料も十分に入手できていないため、これを論評するには時期早尚である。調査を継続して行う必要がある。

【注】

- 1) Mintel, *Employment Agency*, May 1996.
- 2) Eleanor Hughes ed., *Key Note Report— Employment Agencies, Eighth Edition*, 1993, p. 27.

- 3) FRES, *Annual Recruitment Industry Survey 1996/7*, p. 10.
- 4) Anne Gray & Tom Bewick, *The Role of Private Employment Agencies in the Local Labour Market — A Report for the Haringey Employment Commission*, June 1997
- 5) FRES, *op. cit.* この調査 (Annual Recruitment Industry Survey) は FRES が加盟業者に対して毎年実施しているものである。
- 6) 拙稿「労働者派遣・職業紹介事業の規制緩和と ILO 96号条約改正問題」『立命館経済学』第45巻第6号、1997年。
- 7) House of Commons, Third Report from the Employment Committee(Session 1980-81), July 1981, HMSO.
- 8) House of Commons, *ibid.*, p. 4.
- 9) House of Commons, Second Special Report from the Employment Committee(Session 1981-82), February 1982, HMSO.
- 10) 拙稿(「イギリスにおける民営職業紹介事業、労働者派遣事業の現状」『金沢大学経済学部論集』第15巻第2号)のなかで、公的職業紹介所が民間業者にたいして手数料を課したことはないと言ったが、この資料による限りそうした事実があった可能性がある。これについてはさらに調査を行う必要がある。
- 11) Idwal Taylor, *The take up on private employment agency vacancies displayed in Job Centres*, Manpower Services Commission, May 1986.
- 12) Idwal Taylor, *ibid.*
- 13) これは W 社の責任者が雇用庁の Coventry 地区責任者にあてた手紙(1996年11月11日付)のなかに記載されている。
- 14) Anne Gray & Tom Bewick, *op. cit.*, S18.
- 15) ILO, *Revision of the Fee-Charging Employment Agencies Convention(Revised) 1949(№ 96)*, *International Labour Conference 85th Session 1997 ReportIV(1)*, ILO, Geneva, 1996, pp. 41-42.

〔付記〕

本稿は、文部省科学研究費補助金平成9年度「国際学術研究〈学術調査〉」による研究成果の一部である。